

令和8年4月19日執行与那原町長選挙

A

候補者等の手引き

与那原町選挙管理委員会

はじめに

この「手引き」は、令和8年4月19日執行の与那原町長選挙にあたり、候補者として行わなければならない各種の届出、選挙公営に関する申請及び立候補に際して交付される諸物品等について、ご注意いただきたい事項等をまとめたものです。もとよりこれをもって十分とするものではありませんので、各種の届出、申請又は法令の解釈等に疑問の点がありましたら、遠慮なく当委員会へお問い合わせください。

また、選挙運動関係の詳細につきましては、参考資料として『地方選挙の手引（令和8年）』（選挙制度研究会編）を1冊差し上げますので、熟読の上、適切な選挙運動を行ってください。

与那原町選挙管理委員会

委員長 上原 秀雄

凡 例

法	公職選挙法
令	公職選挙法施行令
規則	公職選挙法施行規則

目 次

I 選挙執行の概要

1	選挙の理由	6
2	選挙の管理機関及び選挙長等	6
3	選挙に関する届出等の時間及び場所	6
4	事務を行う選挙管理委員会	6
5	選挙の日程（抄）	7
6	候補者と関係機関	9

II 立候補の届出等

1	届出にあたって注意すべきこと	11
2	届出書類について	11
3	届出書類の記載について	11
4	届出先	13
5	届出の期日及び時間	13
6	受付の順序	13
7	その他の注意事項	13
8	候補者に交付される物品、証明書等	13
9	立候補の辞退	15

III 立会人の届出

1	選挙立会人（開票立会人）	17
2	選挙立会人（開票立会人）の人数	17

IV 届出書類の一覧表及び記載例

1	届出書類の一覧表	19
2	届出書類の記載例	20

I 選挙執行の概要

1 選挙の理由

今回の選挙は、与那原町長の任期が令和8年5月1日に満了することにより行われる選挙です。[公職選挙法（以下「法」という。）33条]

- (1) 選挙の期日 令和8年4月19日（日）
- (2) 選挙期日の告示 令和8年4月14日（火）

2 選挙の管理機関及び選挙長等

- (1) 選挙の管理機関は、与那原町選挙管理委員会（委員長：上原 秀雄）です。
- (2) 立候補届出の受理などの職務を行う選挙長は、次のとおりです。

選挙区	選挙長	事務を行う場所
与那原町	伊集 京美	与那原町選挙管理委員会事務局

選挙区	選挙長職務代理者	事務を行う場所
与那原町	上原 秀雄	与那原町選挙管理委員会事務局

3 選挙に関する届出等の時間及び場所

- (1) 選挙に関して、当選挙管理委員会及び選挙長に対してなされるすべての届出、請求、申出その他の行為は、8時30分から17時00分までの間にしなければなりません。[法第270条]

これらの届出等の効力は到達主義を採っていますので、諸届出等は〆切り日時を遵守してください。

〆切り日時以降の届出等は一切受け付けできません。

4 事務を行う選挙管理委員会

〒901-1392

与那原町字上与那原16番地

与那原町選挙管理委員会事務局（総務課内）

TEL 098-945-2201

FAX 098-946-6074

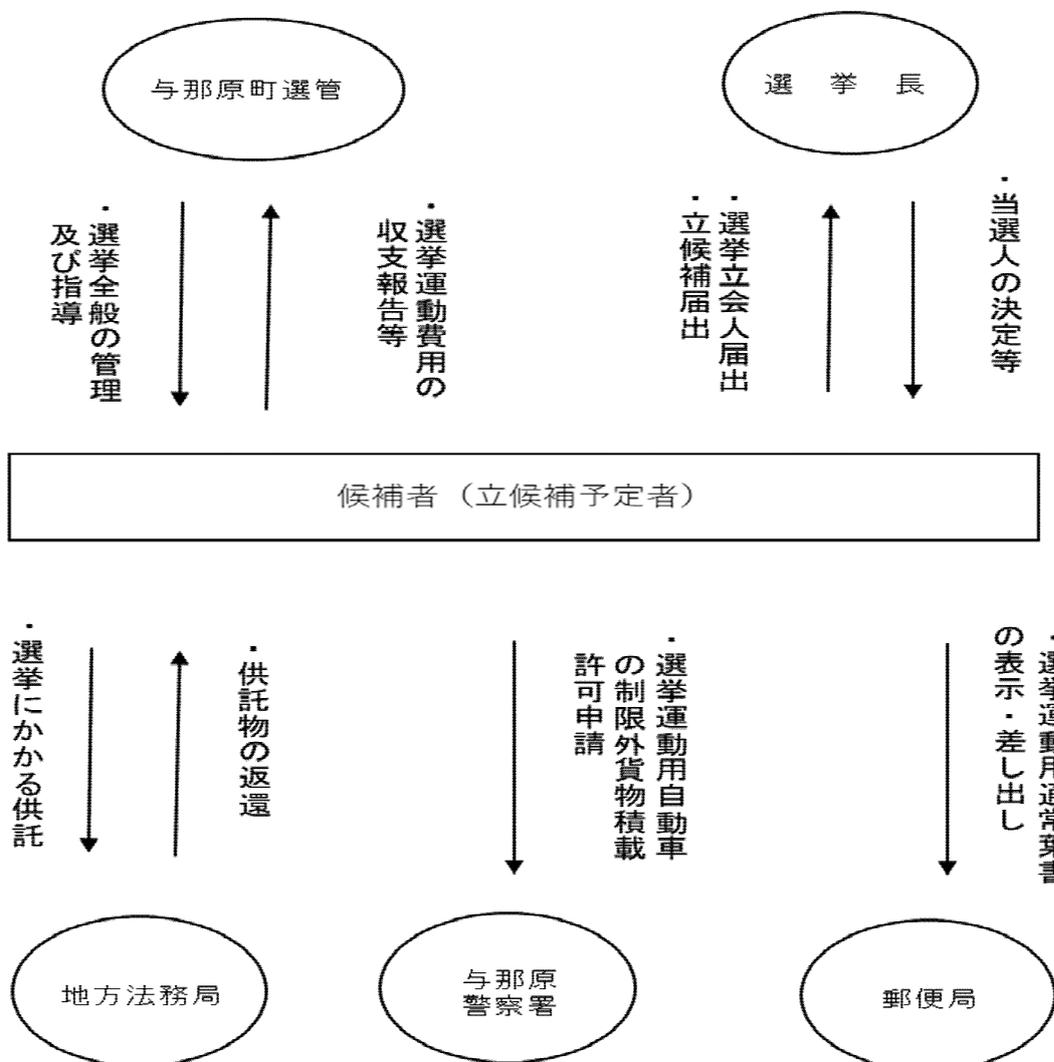
5 選挙の日程 (抄)

事項	月日(曜日)	適用
立候補予定者説明会	2月26日(木)	14時00分より、与那原町役場 3階 会議室にて行います。
立候補届出書類事前審査	3月16日(月)～ 3月27日(金) 9時～16時30分 お昼時間を除く 祝祭日、土曜日、日 曜日は除く	(場所)町選挙管理委員会室(役場 3階) (時刻)事前に審査日時を調整し、立候補届出に必要な書類及び諸届出並びに選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラについて事前審査を行うので準備しておくこと。なお、立候補予定者の印鑑(認印で可)を持参すること。
選挙公報原稿事前審査		原稿2枚、写真2葉を準備すること。 別紙「選挙公報の手引き」参照。
選挙運動費用支出制限額の算出	4月13日(月) (告示日前日)	選挙人名簿登録者数に基づき制限額を算出します。これにより候補者が選挙運動のために支出できる額はこの制限額の範囲内となるので注意すること。なお、これは4月14日に告示します。
選挙期日の告示 ・立候補届出受理(4月14日のみ) ・選挙事務所設置届出の受理開始 ・出納責任者選任届出の受理開始 ・選挙立会人選任届出の受理開始 ・選挙運動用ポスターのポスター掲示場への掲示開始 ・報酬を支給する者の届出の受理開始 ・公費負担関係の届出受理開始 ・公営施設使用の個人演説会の開催申出受理開始 【立候補辞退届出期限】 4月14日(火)17時まで	4月14日(火)	8時30分から立候補の受付を行います。 8時30分までに到着した者については、受付順位を決めるくじを行い、その順序に従って立候補届出書類を審査・受理します。 <u>なお、立候補届出日(告示日)は立候補者及び立候補届出代理人は身分証明書と印鑑を持参してください。(代理人の場合は立候補者の印鑑も持参)</u> 立候補届出が受理されたら、選挙長が選挙運動物資及び諸証明書等を交付します。 (注) 立候補届出順が、そのままポスター掲示場への掲載順となります。

事 項	月日(曜日)	適 用
選挙公報掲載申請期限	4月14日(火) 17時まで	事前審査済みの原稿2枚及び写真2葉を添えて申請してください。
選挙公報の掲載順序を定めるくじの執行	同上 17時10分	(場所)町選挙管理委員会室 候補者又はその代理人は、くじの執行に立ち会うことができます。
選挙(開票)立会人選任届出期限(くじの執行)	4月16日(木) 17時まで	候補者は選挙(開票)立会人となるべき者の承諾書を添えて、17時までに当委員会へ届け出てください。 選挙(開票)立会人の届出が10人を超え、又は同一政党に属する候補者の届出に係る者が3人以上の場合は、くじでそれぞれ10人又は2人を定めます。 なお、くじの執行にあたっては、候補者又はその代理人はこれに立ち会うことができます。
公営施設使用の個人演説会開催申出期限		開催日の2日前までに申出が必要になります。4月16日が期限となります。
投票日	4月19日(日)	投票日当日においては、投票所(与那原町役場)の入口から300m以内(直線距離)の区域に設置してある選挙事務所は閉鎖しなければなりませんので、予め確認してください。(P-38参照)
選挙会(開票)		20時20分から選挙会を開催して当選人を決定します(開票事務と選挙会事務を合同して行います)。 選挙(開票)立会人は、当日印鑑持参のうえ、20時までに開票所(与那原町上の森かなちホール)にお越しください。 選挙(開票)立会人へは4月16日(木)以降、文書により案内します。
当選人の告示	4月20日(月)	※ 当選された方に対しその旨を告知し、告示します。
当選証書の付与	4月21日(火) 10時	町役場 3階 会議室にて行います。 やむを得ず当選人本人が出席できな

事 項	月 日(曜日)	適 用
		い場合は、代理人が出席可能です。
選挙運動費用収支報告書提出 期限(第1回)	5月4日(月)	当委員会に17時まで提出してください。
供託書の返還 (附・供託原因が消滅した旨の証明書)	5月8日(金)以降	選挙の効力及び当選の効力について異議の申出がなかった場合で、かつ、供託物の没収点以上の得票を得た場合に、当該候補者に選挙長から供託書を返還する。候補者は、これにより供託した法務局から供託物(金)の返還を受ける。

6 候補者と関係機関



Ⅱ 立候補の届出等

1 届出にあたって注意すべきこと

立候補の要件や届出書の記載事項、添付書類等は大変重要なもので、1つでも不備な点があれば届出が受理されず、あるいは誤って受理されても後に無効となるおそれがあります。

届出書類ができあがったら正規の届出をする前にあらかじめ定めた日時に予備的審査（事前審査）をしておくことが必要です。予備的審査（事前審査）は、与那原町選挙管理委員会が行います。なお、郵送による届出はできません。

2 届出書類について

立候補の届出には、次の書類が必要です。

(1) 与那原町長選挙候補者届出書

(2) 添付書類

ア **供託証明書**

イ **宣誓書**

ウ **所属党派証明書（各政党で発行） ※無所属の場合は不要**

エ **戸籍謄本 又は 抄本 ※4月14日前3箇月以内に発行されたもの**

オ **住民票謄本 又は 抄本 ※4月14日前3箇月以内に発行されたもの**

(3) 立候補届出代理人証明書 ※立候補の届出を本人以外の代理人がする場合に必要

(4) 通称認定申請書及び通称の説明資料 ※通称使用を希望する場合に必要

3 届出書類の記載について

(1) 候補者届

ア 「氏名」は、戸籍簿に記載された当該候補者の氏名によらなければなりません。

なお、戸籍簿に記載の氏名のうち常用漢字表及び人名用漢字別表等に掲げられている文字に対応する場合は、これらの文字を使用して届け出てください。

※戸籍簿に記載の氏名が旧漢字の場合、それらを使用されても構いません。

(例) 國→国 榮→栄 藏→蔵

また、氏名にはかならず「ひらがな」でふりがなをつけてください。

イ 「本籍、住所及び生年月日」は、被選挙権の有無を判定するうえで必要ですので正確に書かなければなりません。したがって、事前に戸籍簿と照合して誤りのないようにしてください。

「本籍及び住所」は、〇〇市〇〇町〇〇番地と記載し、たとえば〇〇市〇〇町3丁目3番地を〇〇市〇〇町3-3と略記することのないようにしてください。

「生年月日」の欄のかつこ内には、選挙期日現在での満年齢を記入してください。

ウ 「党派」名は、立候補届出に添付する所属党派証明書（各政党発行）に記載してあ

る政党その他の政治団体の名称です。

なお、いずれの政党その他の政治団体にも所属していない者は、無所属であることは当然ですが、政党その他の政治団体に所属していても、所属党派証明書を有しない者は、党派欄には「無所属」と記載しなければなりません。

エ 「職業」は、代表的なもの一つ記載してください。なお、職業についていない者は空欄にしたり「無」とせず、「無職」と記載してください。

オ 「一のウェブサイト等のアドレス」は、選挙運動のために使用する文書図画を頒布する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます。

(2) 添付書類

ア 供託証明書

供託は立候補する者の住所及び氏名によりしてください。第三者の名義で供託しても効力はありませんので注意してください。供託金は50万円です。

イ 宣誓書

これは、公職の候補者となろうとする者が、被選挙権があること及び他の選挙に立候補していないことを誓う旨の文書です。

虚偽の宣誓をした者は、処罰されますから注意してください。

ウ 所属党派証明書

これは、政党その他の政治団体に所属する候補者として届け出る場合だけ必要であって、無所属として立候補する場合は添付する必要はありません。

所属党派証明書の発行権者は、各政党とも本部等で決められていますのでそれによってください。

なお、この証明書は、所属の証明書であって、公認、非公認あるいは推薦とは関係がありません。したがって公認証等は所属党派証明書の効力を有しませんので注意してください。

エ 戸籍の謄本 又は 抄本・住民票の謄本 又は 抄本

立候補届出書に記載された候補者の氏名、本籍、住所、生年月日等を証するために添付するものですから4月14日00前3箇月以内のものを添付してください。

(3) 立候補届出代理人証明書

立候補の届出を、候補者本人以外の者がする場合に、その者が代理人であることの証明書として必ず提出しなければなりません。

(4) 通称認定申請書

ア 申請

立候補の届出は戸籍名でなければなりません。ただし通称がある場合で、通称認定の申請をして認められれば立候補届出の告示、新聞広告及び投票所内の氏名掲示に本名に代えて通称が使用されることとなります。ここで通称とは本名（戸籍名）に代

えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいいます。

通称認定の申請は、立候補届出書と同時に、これに通称認定申請書を添えてしなければなりません。届出書に添えないで通称認定申請書を提出しても受理されません。

通称であるかどうかを証明する責任は、候補者側にありますので、通称認定申請書を提出する際にあわせて選挙長にその通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足りる資料を提出しなければなりません。

イ 仮名書による通称使用

通称には、一般の通称のほか、戸籍名を仮名書きにする場合も通称に当たることになっており、この場合にも通称認定申請書を提出しなければなりません、これを証明する書類の提出は不要です。

ウ 効果

「通称認定申請」とは、立候補の届出等の告示選挙公報、新聞広告及び投票所内の氏名掲示に本名に代えて通称が記載され、又は使用されることを求めるものです。それ以外のもの、例えば選挙運動用ポスター、立札、看板等に通称を記載するかどうかはここでいう通称認定申請の有無にかかわらず候補者が自由に決めてよいこととなります。

4 届 出 先

立候補の届出は、選挙長に対して行うものです。

5 届出の期日及び時間

立候補の届出の期日は、選挙期日の告示の日（4月14日）の1日だけとなります。

届出の時間は、8時30分から17時までとなっております時間厳守となります。

6 受付の順序

立候補の受付の順序は、告示の日の8時30分までに受付場所に到着した者については、到着順によらず、くじにより定めます。

7 その他の注意事項

選挙長に立候補届を提出する際には、必ず立候補届に押印された印鑑を持参してください。

立候補届の記載事項が不備で訂正を要する際、届出書に用いられた印がないと訂正できません。また、届出後の諸交付物資の受領印として必要です。

8 候補者に交付される物品、証明書等

立候補の届出が有効に受理されると、次の物品及び証明書等が交付されます。諸届出等用紙については、あらかじめ、立候補予定者に配付し、立候補の届出が受理された後、直ちに

諸届出等が行えるようになっております。

● 交付物品

種 類	数量	使 用 方 法
1. 選挙運動用自動車（船舶）表示板	1	自動車の冷却器の前面又は船舶操舵室の前面に常時掲出
2. 選挙運動用拡声機表示板	1	拡声機マイクロフォンの下部に常時掲げる。
3. 自動車（船舶）乗車用腕章	4	選挙運動用自動車に乗車する場合に着用する。
4. 街頭演説運動員用腕章	1 1	街頭演説に従事する者が着用する。
5. 街頭演説用標旗	1	街頭演説を行う場合に掲げる。
6. 選挙運動用ビラ証紙	5000	ビラに添付する。

● 交付証明書等

種 類	数量	使 用 方 法
1. 候補者用通常葉書使用証明書	1	選挙運動用葉書の交付又は手持の葉書に「選挙用」の表示を受ける場合に日本郵便（株）の営業所に提出する。
2. 選挙運動用通常葉書差出票	25	選挙運動用葉書を日本郵便（株）の営業所に差し出すときに添付する。
3. 新聞広告掲載証明書	2	希望する新聞社に、広告の申し込みをする場合提出する。
4. 証紙交付証	1	頒布しようとするビラがある場合に申請する。

● 諸届出等用紙

種 類	数量	使 用 方 法
1. 選挙事務所設置届	1	選挙事務所を設置した場合、町選管に提出する。
2. 選挙事務所異動届	1	設置届提出後に、事務所を異動した場合に上記と同様に、町選管に提出する。
3. 出納責任者選任届	1	出納責任者を選任し、町選管に提出する。
4. 報酬を支給する者の届出書	1	選挙に使用する事務員等で、報酬を支給する者を町選管に届け出る。
5. 公営施設使用の個人演説会開催申出書	3	町選挙管理委員会に、開催予定日の2日前までに申し出る。
6. 選挙立会人届出書	1	町選管に届け出ることができる。
7. 選挙立会人承諾書	1	選挙立会人届出書に添付して届け出る。
8. 選挙運動費用収支報告書	1	町選管に届け出る。
9. 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書	1	収支報告書に領収書等が添付できない場合に、これを添付する。

(注) 交付物品、証明書類は、原則として再交付されませんから交付されたときは、全部揃っ

ているか必ず確認してから受け取ってください。万一紛失した場合には、紛失届を警察署に提出してください。なお、交付物品、証明書類は他人に譲渡してはいけません。また、立候補を辞退した場合はその交付物品、証明書類は、直ちに返還してください。

9 立候補の辞退

候補者が翻意して立候補を辞退する場合は、選挙長に文書で立候補辞退の届出をしなければなりません。立候補を辞退することができるのは、届出日（告示日4月14日）の17時までに限られます。期日内に辞退届がなければ、候補者が実質的に辞退しても、候補者としての取り扱いを受けることとなります。

Ⅲ 立会人の届出

選挙の立会人には、投票立会人と選挙立会人(開票立会人を兼ねる)がありますが、そのうち投票立会人については、与那原町選挙管理委員会で選任し、選挙立会人(開票立会人を兼ねる)については、候補者から届け出ることができることになっております。

1 選挙立会人(開票立会人)

選挙立会人(開票立会人)は、投票の効力の判定等開票事務が公正に執行されるように監視するとともに、候補者の利益代表的役割を果たすものでありますから、原則として、候補者から届出のあった者をあてることとなります。

選挙(開票)立会人は、常に3人～10人でなければなりません。1人以上の届出があったときは、選挙管理委員会がくじで10人を決めることとなります。さらに同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上であるときは、くじで定めた2人以外の者は立会人となることはできません(政党制限)。[法62条③④⑤]

なお、一度選任されれば正当な理由がなければその職を辞することができないこととされています。[法62条⑩]

- (1) 選挙(開票)立会人となる者は、与那原町の選挙人名簿に登録されている者でなければなりません。
- (2) 届出の際は、当該立会人の承諾を得て、その承諾書を添付しなければなりません。
- (3) 届出先は、選挙長となります。
- (4) 届出の期限は、選挙期日の3日前(4月16日(木))の17時00分までとなります。

2 選挙立会人(開票立会人)の人数

選挙立会人は、少なくとも3名必要ですが、次の理由により3名に達しない場合は、選挙長で3名に達するまで選任することとなります。[法62条⑨]

- ① 候補者からの届出による立会人が3名に達しないとき。
- ② 立会人が届出期限の日以降、選挙会(開票日)当日までに3名に達しなくなったとき。

IV 届出書類の一覧表及び記載例

2. 届出書類の記載例

与那原町長選挙候補者届

候補者	氏名	与那原 太郎	性別	男
本籍	沖縄県〇〇郡〇〇町字〇〇番地			
住所	沖縄県島尻郡与那原町字〇〇番地			
生年月日	昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日 (満 48 歳)			
党派	〇 〇 〇 〇 党	職業	〇 〇 株式会社 代表取締役社長	
一のウェブサイト等のアドレス	http://www.**** <small>選挙運動のために使用する文書図画を頒布する一のウェブサイト等のアドレスを記載可</small>			
選挙	令和8年4月19日執行 与那原町長選挙			
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 供託証明書 ② 宣誓書 ③ 所属政党（政治団体）証明書 ④ 戸籍の謄本、又は抄本 ⑤ 住民票の謄本、又は抄本 			

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和8年4月14日

与那原町長選挙
選挙長 伊集京美 殿

氏名 与那原 太郎 印

選挙期日の告示日を記入する。

候補者の戸籍名を記入する。

戸籍謄本と一致すること。

住民票謄本と一致すること。

添付した書類の番号に○を付す。

正式名称を記入すること。なお、所属党派と記入する。証明書が添付されないものは、「無所属」と記入する。

選挙期日現在の満年齢を記入する。

具体的に記入する。

以下、同一の印を使用すること

正式な住所を記載し、住民票の住所と一致すること。
 「〇〇市〇〇町1-2-3」のように省略しない。
 候補者届に記載する候補者の本名と一致すること。

立候補届出書類の事前審査開始前に、供託を済ましておくこと。

(注) 1. 供託金額の冒頭に¥記号を記入し、又は押印すること。
 なお、供託金額の訂正はできない。
 2. 副本は折り曲げないこと。

供託書 (雑) (第11号様式 印供第7号)

申請年月日	令和 年 月 日	法令条項	公職選挙法第92条第1項	令和 年度金第 号
供託所の表示	那覇地方法務局 支局	供託の原因たる事実	供託者は、令和 年 月 日行われる予定の与那原町長選挙につき、候補者として当該選挙に立候補の届出をするため供託する。	
供託者の住所氏名	沖縄県島尻郡与那原町字〇〇番地の〇 与那原太郎 代理人による供託のときは、代理人の住所、氏名も記載すること。			
被住所供託者名	与那原町			
1. 供託により削減すべき質権又は抵当権 2. 反対給付の内容	なし	備考	官庁の名称 与那原町長選挙 選挙長	
供託金額	¥ 十 万 千 百 十 円 5 0 0 0 0 0			

那覇地方法務局の本局の場合は、この部分については様式が異なる。

上記供託を受理する。
 供託金を 年 月 日まで 銀行 における供託所口座に
 払い込まれたい。同日までに払い込まないときは、この決定は効力を失う。
 令和 年 月 日
 法務局
 供託官

上記供託金の受入を証する。
 令和 年 月 日
 銀行 印

供託官等の記入事項

宣 誓 書

私は、公職選挙法第86条の8第1項、第87条第1項、第251条の2又は第251条の3の規定により、令和4年4月17日執行の与那原町長選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

立候補届出日を記入する

令和8年4月14日

住 所

候補者氏名 与那原 太郎

印

候補者届に使用した
印と同一のもの

立候補届出代理人証明書

代理人 乙 山 次 郎 印

住 所 与那原町字〇〇 番地の

上記の者は、令和4年4月17日執行の与那原町長選挙において、本人に代わって立候補届出をするものであることを証明します。

令和8年4月14日

立候補者氏名 与 那 原 太 郎 印

候補者届に使用した
印と同一のもの

立候補届出日を記入する

通称認定申請書

ふりがなは漢字のみ。

候補者 ふりがな 氏名 よなぼる 与那原 たろう 太郎

呼称 (ふりがな 通称) ヨナバル たろう 太郎

令和8年4月19日執行の与那原町長選挙において、公職選挙法施行令第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和8年4月14日

氏名 与那原太郎 印

与那原町長選挙
選挙長 伊集京美 殿

備考：この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとしてひろく通用していることを証するに足りる資料を提出しなければならない。

立候補の届出の月日と同一月日で申請すること。

上記のように、戸籍名の呼び名を、単にかな（カナ）書にして、通称の申請をする場合にはこの証明資料は**不要**である。

候補者届に使用した印と同一のもの

選挙事務所設置届（候補者）

1. 選挙事務所所在地	沖縄県島尻郡与那原町字〇〇〇〇〇〇〇〇番地	(電話)
2. 設置年月日	令和8年 月 日	
3. 候補者氏名	甲 野 太 郎	

令和8年4月19日執行の与那原町長選挙における選挙事務所を上記のとおり設置したので届け出ます。

令和8年4月14日

与那原町選挙管理委員会
委員長 上原 秀雄 殿

与那原町長選挙候補者

住所 沖縄県島尻郡与那原町字〇〇 番地

氏名 与那原 太郎

印

候補者届の住所及び氏名と
一致すること。

候補者届に使用した
印と同一のもの

告示日以降の届出月日を記入する。

選挙事務所異動届（候補者）

1. 新選挙事務所所在地	沖縄県島尻郡与那原町字〇〇〇〇〇〇〇〇番地	（電話	）
2. 旧選挙事務所所在地	沖縄県島尻郡与那原町字〇〇〇〇〇〇〇〇番地		
3. 異動年月日	令和 年 月 日		
4. 候補者氏名	甲 野 太 郎		

令和8年4月19日執行の与那原町長選挙における選挙事務所を上記のとおり異動したので届け出ます。

届出月日を記入する。

→ 令和8年4月 日

与那原町選挙管理委員会
委員長 上 原 秀 雄 殿

与那原町長選挙候補者

住 所 与那原町字〇〇〇〇〇〇〇〇番地

氏 名 与 那 原 太 郎 印

令和8年4月14日

与那原町選挙管理委員会
委員長 上原秀雄 殿

選任者
住所 与那原町字〇〇〇〇〇〇〇番地
氏名 与那原太郎 印

出納責任者選任届

下記のとおり出納責任者を選任したので公職選挙法第180条第3項の規定により届け出ます。

選挙	令和8年4月19日執行 与那原町長選挙
候補者	与那原太郎
出納責任者	乙山次郎
住所	与那原町字〇〇〇〇〇〇〇番地
職業	沖縄〇〇株式会社〇〇部長
生年月日	昭和・平成 年 月 日
選任年月日	令和8年4月14日

立候補の届出後直ちに提出することとなるので、告示日を記入する。

推薦届出の場合を除いて、選任者は、候補者である。なお、立候補届出の住所氏名、印と一致すること。

職業は、具体的に記入すること。

告示日（立候補届出日）を記入する。

備考）推薦届出者が出納責任者を選任した場合は、その選任につき候補者の承諾を得たことを証すべき書面（推薦届出者が二人以上あるときは、併せてその代表者たることを称すべき書面）を添えなければならない。

報酬を支給する者の届出書

公職選挙法第197条の2第5項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

令和8年4月 日

与那原町長選挙

候補者 与那原太郎 印

候補者届けに
使用した印

与那原町選挙管理委員会

委員長 上原秀雄 殿

この届出書を提出した日から、選挙期日の前日（4月17日）までの期間であること。

氏名	住所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考
甲山乙男	〇〇市〇〇1丁目2番3号	40	男	事務員	令和 年 月 日～ 月 日	
甲野五郎	〇〇市〇〇2丁目5番6号	37	男	事務員	令和 年 月 日～ 月 日	
丙山一郎	〇〇町字〇〇365番地	30	男	手話通訳員	令和 年 月 日～ 月 日	
丙野次郎	〇〇町字〇〇375番地の1	27	男	事務員	令和 年 月 日～ 月 日	
丁野一男	〇〇市〇〇3丁目5番4号	22	男	事務員	令和 年 月 日～ 月 日	
乙山丙子	〇〇市〇〇1丁目1番1号	23	女	車上運動員	令和 年 月 日～ 月 日	
乙野丁子	〇〇市〇〇3丁目3番3号	25	女	車上運動員	令和 年 月 日～ 月 日	
					令和 年 月 日～ 月 日	

※延員数が多く、記入できないときは、用紙をコピーして使用すること。

届出月日を記入する。

報酬を支給できる者は、一日につき七名、延員数で三五名までで、選挙運動のために使用する事務員、車上運動員（いわゆる「ウグイス嬢」）及び手話通訳員に対して支給できる。

令和8年4月 日

与那原町選挙管理委員会委員長 上原秀雄 殿

申出人 与那原町長選挙候補者
氏名 与那原太郎 印

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公営施設を使用して個人演説会を開催したいので、公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	与那原町長選挙		ふりがな 氏名	よなばるたろう 与那原太郎	党派別	〇〇〇〇党
	住所	与那原町字〇〇〇〇〇〇〇〇番地	連絡先	与那原太郎選挙事務所	電話番号	
使用すべき施設						
開催すべき日時	令和8年4月 日		午 前 午後	7 時から	午 前 午後	9 時まで
費用の区分	町 負 担		その他の事項			

- 備考
1. 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
 2. この申出書は、開催すべき日前2日までに届け出ること。
 3. 候補者が公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をするときは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
 4. 費用の区分欄には、無料使用による町負担又は公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分（自己負担又は町負担）を記載しなければならない。
 5. 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第121条による納付すべき額を納付しなければならない。
 6. 候補者が他の候補者と共同して演説会を開催する場合及び自ら開催に必要な設備を付加する場合などにおいては、「その他の事項」欄にその旨を記載すること。

開催できる期間は、四月十四日から四月十六日まで。

候補者一人につき、同一施設ごとに一回を限り無料。ただし時間

開催申出書は、立候補届出後、選挙期日の前三日（四月十五日）までは提出することができる。

選挙立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者 住 所

氏 名

生年月日

選 挙 令和8年4月19日執行 与那原町長選挙
立会いすべき選挙区 与那原町選挙区

上記のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和8年4月 日

(候補者)

党 派

氏 名

印

与那原町長選挙

選挙長 伊 集 京 美 殿

届出日を記入する。この届出は、選挙期日三日
日前（四月十四日）の午後五時まで。

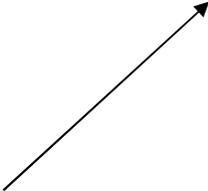
党派・氏名・印は立候補者届と一致すること。

選挙立会人承諾書

令和8年4月19日執行の与那原町長選挙における選挙立会人となるべきことを承諾します。

令和8年 4月 日

当該人が、選挙立会人となることを承諾した月日を記入する。



(立会人)

住 所

氏 名

印

候補者

殿

